

社団法人黒石市シルバー人材センター職群班設置要綱（案）

（目 的）

第1条 この要綱は、社団法人黒石市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の自主的な運営による相互の連帯意識の向上と安全な作業遂行を促進するとともに、会員の適正な就業及び公平化を推進することを目的に職群班を設置する。

（組 織）

第2条 センターに設置する職群班は、別表1に掲げるもののうち、設立の要件を満たした班の代表が設立届を理事長に提出し、理事長が承認したときに設立したものとみなす。
2 職群班の班員は、職群班職種を希望する会員のうち、それぞれ職群班が定める要件を満たした者をもって構成する。

（業 務）

第3条 職群班は、第1条の目的を達成するため次の業務を行う。

- (1) センターの普及啓発に関すること
- (2) センターから提供された就業先の連絡調整並びに現場確認に関すること
- (3) 受注業務の見積書作成に関すること
- (4) 就業報告書の作成に関すること
- (5) 班員の就業の平均化の調整に関すること
- (6) 班員の就業能力の向上及び後継者の育成に関すること
- (7) 班員の安全就業に関すること
- (8) センターから貸与された備品等の保全に関すること

（会 議）

第4条 職群班の運営を円滑に行うため、班会議を設置するほか、必要に応じて運営委員会を設置することができる。

（役 員）

第5条 職群班に総括班長及び班長（以下「役員」という。）を置く。
2 役員は、各職群班の班員の推薦により理事長が委嘱する。
3 総括班長は、班長を兼ねることができる。

（役員任期）

第6条 役員任期は、委嘱を受けた日から2年間とする。
2 役員がその任務を継続できなくなった場合は、第5条2項によって選任・委嘱された新たな役員が、前任者の任期を引き継ぐものとする。

（役員任務）

第6条 役員は、職群班業務を積極的に推進するとともに、センター及び他職群班との連絡調整にあたるものとする。

（報 告）

第7条 総括班長は、班会議の内容及び活動状況について、必要に応じて、理事長に報告するものとする。

2 総括班長は、職群班の運営に関する細則等を制定したときは理事長に報告するものとする。

(役員活動手当)

第8条 センターは、職群班の役員に対する活動費として、別表2に定める手当を支給することができる。

(経費)

第9条 センターは、職群班の運営に要する経費として、別表3に定める基準により助成することができる。

2 総括班長は、助成を受けるにあたり、別紙「職群班助成金交付申請書」を理事長に提出するものとする。

3 総括班長は、当該年度の事業が完了したとき、理事長に決算の報告をしなければならない。

(要綱の改廃)

第9条 この規要綱の改廃は理事会において行う。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

別表1 職群班名称

庭木班	草刈・除草班
薬剤散布班	農業班
家事介護班	除雪班

別表2 役員活動手当

総括班長	(年額) 10,000円
班長	(年額) 8,000円

別表3 助成金交付基準表

会員数	交付金額(年間)
5人以下	5,000円
6人以上15人以下	10,000円
16人以上30人以下	15,000円
30以上	20,000円

別紙

平成 年 月 日

(社)黒石市シルバー人材センター
理事長 村 上 武 磨 様

団体名 _____ 班

代表者 _____ 印

黒石市シルバー人材センター職群班助成金交付申請書

平成 年度において、高年齢者就業機会確保事業を実施したいので、黒石市シルバー人材センター組織活動費助成規定第2条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

助成金交付申請額

円